

令和5年第2回定例会

# 青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

---

令和5年第2回定例会

## 青森地域広域事務組合議会会議録

令和5年9月29日（金曜日）

---

### ○議事日程第1号

令和5年9月29日（金曜日）午後2時開議

- |     |                       |                                      |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|
| 第1  | 諸般の報告                 |                                      |
| 第2  | 会議録署名議員の指名            |                                      |
| 第3  | 会期の決定                 |                                      |
| 第4  | 議案第7号                 | 令和5年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）         |
| 第5  | 議案第8号                 | 決算の認定について（令和4年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第6  | 議案第9号                 | 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 第7  | 議案第10号                | 監査委員の選任について                          |
| 第8  | 一般質問                  |                                      |
| 第9  | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について |                                      |
| 第10 | 報告第4号                 | 専決処分の報告について                          |
| 第11 | 青広監報告第3号              | 例月出納検査報告について                         |

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（17名）

1番	田中茂勝	議員	10番	成田精市	議員
2番	亀田弘徳	議員	11番	天内慎也	議員
3番	相馬純子	議員	12番	山本武朝	議員
4番	柿崎孝治	議員	13番	川崎憲二	議員
5番	安藤英博	議員	14番	乳井厳公	議員
6番	柳谷隆男	議員	15番	木下靖	議員
7番	木村淳司	議員	16番	長谷川章悦	議員
8番	澁谷洋子	議員	17番	舘山善也	議員
9番	本間闘士	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	西秀記	君	参与	稲葉正明	君 (蓬田村総務課長)
副管理者	山崎結子	君	庶務課長	木立圭史	君
副管理者	阿部義治	君	予防課長	村田明人	君
副管理者	久慈修一	君	警防課長	門間誠	君
監査委員	出町文孝	君	通信指令課長	久保田守昭	君
事務局長	長内哲史	君	会計管理者	山谷直大	君
消防長	佐藤芳之	君	副会計管理者	工藤健志	君
消防次長	村上靖	君	監査委員書記	加福理美子	君
総務課長	太田しのぶ	君	監査委員書記	福島清裕	君
参与	高坂和磨	君 (青森市企画部連携推進課長)			
参与	柴田正一	君 (平内町企画政策課長)			
参与	登坂光春	君 (外ヶ浜町総務課参事)			
参与	太田和泉	君 (今別町総務企画課長)			

○事務局出席職員氏名

書記長 横内 信造

書記 三橋 亨司

書記 佐藤 直樹

書記 濱田 春輝

---

## 午後 2 時開会・開議

○議長（舘山善也君） ただいまから、令和 5 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を始めます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

---

### 日程第 1 諸般の報告

○議長（舘山善也君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員会の本間闘士副委員長から、令和 5 年 8 月 31 日付をもって議会運営委員会副委員長を辞任したい旨の願い出があり、本日開催した同委員会において、本間副委員長の辞任が許可されました。

これを受け、同委員会の副委員長の選挙が行われ、外ヶ浜町議会から選出されております安藤英博委員が副委員長に互選されましたので、報告いたします。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（舘山善也君） 日程第 3 「会議録署名議員の指定」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、4 番柿崎孝治議員及び 9 番本間闘士議員の 2 名を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（舘山善也君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

---

日程第 4 議案第 7 号 令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 8 号 決算の認定について（令和 4 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

日程第 6 議案第 9 号 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舘山善也君） 日程第 4 議案第 7 号「令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」から、日程第 6 議案第 9 号「青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君） 令和5年第2回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、議案第7号令和5年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明いたします。

今回の補正予算は、消防庁舎の維持管理に係る経費等の増額のほか、令和4年度決算に係る剰余金に連動して、構成市町村の分担金及び負担金、繰越金、諸収入等について所要の調整を行うものでございます。

歳出の主な内容についてでございますが、消防費のうち、青森消防費につきましては、横内分署及び浅虫分署の維持修繕に係る経費として、633万9000円を増額補正するほか、教育研修センター維持修繕料の補正に伴う負担金として、78万円を増額補正するものでございます。

外ヶ浜消防費につきましては、電子申請に係る光回線使用料として、6万9000円を増額補正するものでございます。

青森市消防団運営費については、消防団機械器具置場の維持修繕に係る経費として、69万8000円を増額補正するものでございます。

歳入の主な内容についてでございますが、令和4年度一般会計処理に伴う繰越金を計上したほか、調整分や歳出補正に連動する財源、国庫支出金を見込んだ結果、分担金及び負担金につきましては1億9152万7000円の減額補正、国庫支出金につきましては753万3000円の増額補正、繰越金につきましては2億1288万5000円の増額補正、諸収入につきましては1820万5000円の減額補正、組合債につきましては280万円の減額補正となるものでございます。

これらの結果、788万6000円の増額補正となり、これを加えた一般会計予算総額は、59億5875万9000円となる次第でございます。

次に、議案第8号決算の認定につきましては、令和4年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございますが、その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

議案第9号青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の火災予防上の基準について、その種別や安全性に応じた見直しを行うほか、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（館山善也君） 次に、令和4年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。山谷会計管理者。

〔会計管理者山谷直大君登壇〕

○会計管理者（山谷直大君） 令和4年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

令和4年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行いたしました。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して7.29%減の59億4238万余円でありましたが、その後、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴う出資金等の返還に要する経費など11億7385万余円を増額補正した結果、歳入・歳出予算現額は、71億1624万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して9.59%増の69億2049万余円、歳出が前年度に比較して8.76%増の66億1804万余円となり、歳入・歳出差引3億244万余円となりましたが、これから車両購入事業など三つの繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源8956万余円を差し引いた実質収支額は、2億1288万余円となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。分担金及び負担金は、52億6935万余円で、前年度に比較して4.53%の減となっており、これは主として、消防費分担金の減によるものであります。

使用料及び手数料は、889万余円で、前年度に比較して10.39%の増となっており、これは主として、危険物検査手数料の増によるものであります。

県支出金は、1813万余円で、前年度と同額となっております。

財産収入は、1217万余円で、前年度に比較して17.92%の減となっており、これは主として、広域事務組合振興基金運用収入の減によるものであります。

繰入金は、10億7433万余円で、前年度に比較して皆増となっており、これは、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴う基金残高の一般会計への繰入金となっております。

繰越金は、2億3007万余円で、前年度に比較して11.04%の増となっております。

諸収入は、2億7482万余円で、前年度に比較して8.51%の増となっており、これは主として、青森市消防団業務受託収入の増によるものであります。

組合債は、3270万円で、前年度に比較して88.88%の減となっており、これは主として、旧平内清掃工場解体事業に係る組合債発行の減によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、37万余円で、前年度に比較して1.31%の減となっており、これは主として、交際費の減によるものであります。

総務費は、12億1994万余円で、前年度に比較して238.95%の増となっており、これは主として、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴う構成市町村及び青森県への償還金の増によるものであります。

民生費は、7468 万余円で、前年度に比較して 5.39%の増となっており、これは主として、介護認定審査会委員の報酬の増によるものであります。

衛生費は、5 億 3344 万余円で、前年度に比較して 26.49%の減となっており、これは主として、旧平内清掃工場解体事業の完了に伴う減によるものであります。

構成市町村振興費は、517 万余円で、前年度に比較して 13.18%の増となっており、これは主として、青森地域広域事務組合振興基金積立金の増によるものであります。

消防費は、44 億 9789 万余円で、前年度に比較して 3.43%の減となっており、これは主として、高機能消防指令システム整備事業の完了に伴う減によるものであります。

公債費は、2 億 8652 万余円で、前年度に比較して 7.72%の増となっており、これは主として、今別分署建設事業に係る組合債の元金償還の開始に伴う増によるものであります。

以上、令和 4 年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第 7 号について採決いたします。

議案第 7 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、認定と決しました。

次に、議案第 9 号について、採決いたします。

議案第 9 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 7 議案第 10 号 監査委員の選任について

○議長（館山善也君） 日程第 7 議案第 10 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第 117 条の規定により、14 番乳井厳公議員の退席を求めます。

〔議員乳井厳公君退場〕

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕



○管理者（西秀記君） 議案第 10 号監査委員の選任について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、令和 5 年第 1 回青森地域広域事務組合同議会臨時会において御同意をいただき選任いたしました監査委員柳谷隆男氏は、去る 8 月 31 日をもって辞任いたしました。

そこで、この後任について慎重に検討いたしました結果、乳井巖公氏が適任と認められますので選任いたしたいと存じます。

なお、同氏の経歴については、お手元の資料のとおりでございます。

何卒、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第 10 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号については、同意することに決しました。

14 番乳井巖公議員の入場を求めます。

〔議員乳井巖公君入場〕

---

## 日程第 8 一般質問

○議長（館山善也君） 日程第 8 「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3 番相馬純子議員。

〔議員相馬純子君登壇〕

○3 番（相馬純子） 3 番、日本共産党の相馬純子です。通告に従って質問いたします。

令和 4 年度に導入された高機能消防指令システムについて伺います。

日本共産党市議団は、7 月に、高機能消防システムを見学させていただきました。現場の状況がわかる、現場映像伝送システムや、通報地点を素早く特定できる、統合型位置情報通知装置等、高機能と言われるのにふさわしいシステムを直接見学させていただき、大変勉強になりました。御多忙のところ、対応方ありがとうございました。

パンフレットには、正確な情報の確認と迅速な指令による現場到着までの時間短縮を実現とうたわれていますが、高機能消防指令システムでは、旧指令システムと比較し、どのような効率化が図られているのかお示してください。

次に、消防署・分署の施設・設備について伺います。

今夏は、経験したことがない猛暑でした。熱中症で救急搬送された方も、多くいらっしゃるのではないかと推察されます。人命救助という、集中力と緊張を強いられる業務に、日々全力で向き合っている消防隊員の皆様には、心から敬意を表するものです。休憩時間には、快適な環境で、十分、お体とお心を休ませ、任務に当たっていただきたいと思いま

す。

そこで質問します。消防庁舎のエアコンの設置状況と今後の設置予定についてお示ください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 相馬議員の2点の御質問のうち、初めに、119番通報受付から現場活動までにおける効率化が図られた点についての御質問にお答えいたします。

令和4年4月1日から運用開始いたしました高機能消防指令システムは、119番通報等の緊急通報の受付、出動指令、現場活動支援、データ管理及び車両動態管理など、消防活動全般を統括管理するシステムであります。

当該システムでは、旧システムと比較しまして、住民からの119番通報の受付から、消防隊又は救急隊が現場へ到着するまでの時間の短縮・効率化が図られております。

具体的には、一つに、通報受付段階におきまして、地図上で災害発生場所の住所の直接入力が可能になったほか、通報者が動揺して自分の居場所が分からないなど、正確な位置情報が得られない場合は、現場付近の建物や目標物の名称を聞き取り、正確な位置を絞り込むことで、災害発生地点を短時間で決定することができること、二つに、災害種別及び地点の決定から出動指令までの段階におきまして、ディスプレイ画面に直接書き込みができる電子ペンの使用により操作性が向上したことから、時間を短縮することができること、三つに、出動隊の編成の段階におきまして、緊急性を要する救急車の要請を受け付けた際、災害発生地点を決定した後、ワンタッチで出動指令を行うことが可能となり、車両選別と出動指令までの時間を短縮することができること、四つに、出動指令から現場活動の段階におきまして、インターネット地図を活用し、現場付近の詳細な地形や道路状況等を確認することができることから、現場情報を速やかに消防隊等へ情報提供することで、最適なルートにより、迅速に災害現場へ急行することができること、さらに、電子ペンを活用し必要な情報を直接ディスプレイに書き込み、現場までの進入経路や傷病者情報等、無線通信のみでは伝達しにくい多くの情報を視覚的に送信することができること、などの特性を備えております。

このように、システムの総合的な処理・管理能力が向上したことで、より迅速な対応が可能となっております。

今後におきましても、高機能消防指令システムを有効に活用し、住民サービスの提供及び災害による被害の軽減に努めてまいります。

次に、エアコンの設置状況と今後の設置予定についての御質問にお答えいたします。

消防庁舎は、火災・救急・救助等の通常災害を始め、地震等の非常災害から地域住民を守るため、迅速かつ的確に消防活動を行うための重要な防災拠点施設であり、職員が24時間体制で勤務しております。

当消防本部が管理する14の消防庁舎のうち、エアコンが設置されている庁舎は、消防合同庁舎を始め、東消防署・浪岡消防署及び平内消防署、油川、新城、浪館、外ヶ浜、今別、浅虫及び原別の各分署の計11庁舎となっており、エアコンが設置されていない庁舎は、沖

館、筒井及び横内分署の計3庁舎となっております。

エアコンが設置されていない庁舎につきましては、設置に係る初期費用や維持管理などの費用を要することから、現時点で予定していないものの、職員の健康管理と職場環境の改善が図られるよう、施設の点検等により必要な修繕等を行うなど、適切に管理してまいります。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 御答弁ありがとうございました。7月に見せていただいたときも、一つのディスプレイを二人の職員の方で、ペンで書き込んだり確認をしたりと、確実に指令が出せるように、てきぱきと動いていらっしゃる姿がとても印象に残っています。

このシステムで、随分効率化が図られているという御答弁でした。4つの段階で、素早く、適格に出動できるようにという御説明でした。今年の夏ですけれども、檀上で申し上げましたとおり、凄く猛暑でした。消防車の音が、私の住んでいる地域でも、例年になく多かったように思います。

そこで質問したいのですが、令和4年、昨年度の7月、8月と、今年、令和5年7月、8月の消防本部における救急搬送人員についてお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 令和4年及び令和5年の7月、8月の救急搬送人員についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部における令和4年及び令和5年の7月、8月の救急搬送人員は、令和4年が、7月990人、8月1127人の合計2117人、令和5年が、7月1065人、8月1593人の合計2658人となっております。令和4年と令和5年を比較すると、令和5年が541人増加しております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 541人増加しているということで、かなりな増加だと思います。やはり猛暑の関係だと思いますが、令和4年にこのシステムが導入されたということで、そのおかげで人命を救われた方もいらっしゃると思察されます。その中には、音声でのやり取りが非常に困難な、聴覚障がい児の方、それから聴覚障がい者の方、あとは、観光でいらっしゃる、留学されている外国人の方もいらっしゃると思うのですが、音声でのやり取りが困難な聴覚障害の方や外国人の方への出動指令というか、救急を求める方への配慮、通報にどのように対応しているかお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長

○消防長（佐藤芳之君） 聴覚障がい者、聴覚障がい児及び外国人からの通報への対応についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部では、聴覚障がい者・障がい児の方々への対応といたしましては、高機能消防指令システムの導入に合わせて、「Net119緊急通報システム」を採用し、聴覚障がい者・障がい児者向けの通報システムの充実強化を図っております。

当該システムは、聴覚などに障がいのある方を始め、音声による 119 番通報が困難な方が、事前に当消防本部に登録することにより、スマートフォンなどから容易に通報ができ、その後は、チャット機能を用いて要請内容等を確認することが可能なシステムであります。

令和 5 年 9 月 1 日現在の登録者数は 29 名となっており、これまで運用している「聴覚障がい者用 F A X」及び「1 1 9 番 F A X」による通信手段に加え、新たにこのシステムを導入することにより選択肢が増え、より安全・安心な通信環境の提供が可能となっております。

また、日本語が話せない外国人からの 119 番通報につきましては、外国人通報者と 119 番受信者との間に多言語通訳業者を入れた三者間同時通話により、スムーズな聴き取りを行う体制を平成 31 年 4 月 1 日から実施しているところであり、これまでの利用実績は 6 件となっております。この取組における対応可能な言語数は、英語、中国語、韓国語を含め 21 か国語となっております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3 番相馬議員。

○3 番（相馬純子君） ありがとうございます。聴覚障がい者に対する通報のシステムが三つになったということで、「N e t 1 1 9」はスマートフォンをもって通報すると、音声でのやり取りがなく、ボタンの操作で自分の位置や症状を通報できるということで、大変いいシステムだと思っています。

外国人の観光客も増えると思いますので一現在は 6 件ということですが、益々この猛暑も続くと言われておりますので、増えることが予想されますので、これからは周知が大事と考えています。

青森市では、令和 4 年 4 月時点で、954 人の聴覚障がい者の方がいらっしゃいます。ただ、「N e t 1 1 9」に登録されている方は現在 29 人ということで、より一層周知していただいて、聴覚障がいの方々がこのシステムを理解していただいて、いざとなったら通報できるということ、それを広く拡げていただきたいと思います。

そこで質問しますが、この「N e t 1 1 9」の周知、普及の取組について現在の状況をお示してください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長

○消防長（佐藤芳之君） 周知、普及の取組についての再度の御質問にお答えいたします。

「N e t 1 1 9 緊急通報システム」の利用につきましては、事前に当消防本部への登録が必要であり、構成市町村の対象となる方々への周知、普及の取組といたしましては、令和 3 年度から構成市町村の福祉関係部局や青森県立青森聾学校、青森県難聴者・中途失聴者協会並びに青森市ろうあ協会へ概要を説明するなど対象となる方々への周知と普及について協力を依頼しているところでございます。

更に、当消防本部が発行しております消防広報紙や消防ホームページ、各構成市町村が発行する広報紙などへの掲載のほか、リーフレットの配布など、利用案内や登録方法を広く周知しているところであり、今後におきましても引き続き、同システムの周知と普及を図り、対象となる方々の登録促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） ありがとうございます。関係する団体、それから、学校にも出向いて、この「Net119」について広く広報しているということは聞き取りのときも伺いました。

ただ、聴覚に障がいのある方は、ネットから情報を得ることが大変多いです。豊田市では、インターネットで、手話通訳の方が聴覚障がい者に対して、こういういいシステムがあるよという動画を配信して普及をしているそうです。ぜひ、関係団体に出向いて広報すると同時に、インターネットでの「Net119」の普及・周知を図っていただきますようお願いいたします。

それから、隊員の方の手話研修もぜひお願いしたいと思います。今はそんなに聞かれません、以前は、救急搬送されて手話が通じませんので、体調を益々悪化させたという事例も聞いています。聴覚障がいの方々にとって、救急隊員の方が少しでも手話をわかるということは、精神的な安定に繋がると思うのです。私たち健常者が想像する以上にです。手話といっても、体の痛みや苦痛に関する簡単な手話でいいと思うのです。頭が痛いとか、お腹が痛いとか、大丈夫、とか。そういう体調に関する簡単な手話を覚えていただくことで、聴覚障がい者の方の精神的な安定に繋がると思いますので、「Net119」の普及と同時に、手話研修の方も少しでもいいので取り入れていただいて、障がいが人命を守ることの障壁にならないように、お願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

以上でこの項目は終わります。

続きまして、消防庁舎の施設設備について伺います。

沖館・筒井・横内分署にはエアコンが設置されていない、予算上設置見込みはないという御答弁でしたが、この猛暑ですので、暑い中、熱い場所へ出勤して、命にかかわる緊張のある業務をして、戻ってきて、暑い中、十分休息も取れないまま、また次の業務へ行くというのは、かなり過酷だと思います。予算に限りがあるのは十分承知はしていますが、やはり、仮眠や休憩をする場所には、早急にエアコンを設置すること、来年の夏までには設置することをぜひお願いしたいと思います。

青森市内の小学校・中学校には、西市長の御決断で整備されることになりましたので、消防庁舎におかれましても、何とか、西市長、エアコンの整備をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、男性の職場というイメージなんですけれども消防署、女性隊員の方も5名いると伺っています。松戸市の方では、女性職員を全職員の5%にすることを目指して、女性専用のトイレとか、仮眠室、更衣室等の整備を行っているということを、ネット上で拝見いたしました。本市の女性職員用の施設の状況についてお示してください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 女性職員用の施設の状況についての再度の御質問にお答えいたします。

女性職員用の施設がある庁舎は、消防合同庁舎をはじめ、浪岡消防署及び平内消防署、今

別及び原別分署の計5庁舎となっており、いずれも女性専用のトイレ・更衣室・寝室・シャワー室及び洗面所等を整備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） ありがとうございます。少しずつ、計画的に整備されていくということだと思っておりますが、聞き取りのときも、本組合でも、全職員の5%を女性にすることを目指していると聞きました。女性の隊員の方も増えていくことと思いますので、エアコンの整備と含めて、女性専用のスペース整備に向けて御尽力いただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 次に、5番安藤英博議員。

〔議員安藤英博君登壇〕

○5番（安藤英博君） 5番、外ヶ浜町選出の、日本共産党の安藤英博であります。

議長より一般質問の発言の許可をいただきましたので、救急出動について2点と、消防水利について1点、質問いたします。よろしく願いいたします。

外ヶ浜中央病院は、上磯地区の救急搬送受入病院として長年同地区の地域住民の救急搬送に対して重要な役割を果たしてきました。ところが、救急担当医師の減少などにより、救急搬送受入休止となり、現在約5か月が経過いたしました。救急搬送受入休止後は、軽い症状の場合でも、短期での入院の場合も、青森市の医療機関まで救急搬送となり、重症の場合には、ドクターヘリを使つての搬送となるとのことですが、それらの件数が気になるところであります。とにかく救急搬送先が遠くなったことにより、上磯地区住民は不安を感じております。

そこで1点目は、外ヶ浜中央病院の救急搬送受入れ休止に伴う救急搬送の現状についてお伺いいたします。外ヶ浜中央病院の救急搬送受入れ休止後の5か月と休止前年の同期間5か月における青森市内医療機関への救急搬送件数及びドクターヘリの要請件数について、外ヶ浜町・今別町・蓬田村ごとにお示してください。

次に、救急隊員の業務負担について伺いたいと思います。青森市への搬送が増えると、救急活動が長時間となり、隊員の疲労も増すと考えられます。そこに、今別町の小国峠など、当地域には交通事故の危険性が高い場所があるため、交通事故に気を付けながらの搬送となり、救急隊員は緊張が続き大変であると思います。そこでお伺いいたします。青森市内医療機関への救急搬送における救急隊員の業務負担増に対する対応についてお示してください。

話は変わりますが、昨年の大雨災害では、地元の消防団を含め、消防職員の方々には、大変お世話になりました。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。さて、災害のときに使用する主な消防水利には、消火栓、防火水槽があると思います。先日、元消防団員の方から、旧平館支所付近の防火水槽の周りに草が生い茂っていて、目印となる標識も見えないとの相談を受けました。このことから、どのように消防水利の調査を実施しているのか確認したいと思い、質問いたします。消防本部が行っている消火栓等の消防水利調査の概要をお示してください。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 安藤議員からの3点の御質問のうち、初めに、青森市内医療機関への救急搬送件数及びドクターヘリの要請件数についての御質問にお答えいたします。

外ヶ浜町、今別町及び蓬田村における救急搬送につきましては、傷病者の重症度に応じ、救急自動車又は青森県が実施主体であるドクターヘリを活用し搬送しております。

当該地区におきましては、これまで外ヶ浜中央病院が救急搬送受入れ医療機関として重要な役割を果たしてきたところではありますが、受入れ休止に伴い、現在は主に青森市内の医療機関へ搬送を行っているところであります。

青森市内医療機関への救急搬送件数及びドクターヘリの要請件数につきまして、受入れ休止前の令和4年3月28日から8月31日までの5ヶ月間と、受入れ休止後の本年同期間を、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村ごとにお示しいたしますと、救急搬送件数は、休止前が、外ヶ浜町107件、今別町49件、蓬田村31件の合計187件に對しまして、休止後は、外ヶ浜町154件、今別町65件、蓬田村48件の合計267件と、80件増加しております。

また、ドクターヘリの要請件数は、休止前が、外ヶ浜町11件、今別町8件、蓬田村7件の合計26件に對し、休止後は、外ヶ浜町25件、今別町11件、蓬田村5件の合計41件と、15件増加しております。

次に、救急隊員の業務負担増への対応についての御質問にお答えいたします

中央消防署外ヶ浜及び今別分署における救急体制は、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村を管轄区域とし、それぞれ2台の救急自動車を配備しているほか、救急要請が重複した場合におきましても、別の救急隊と連携を図るなど、地域住民の安全安心を守るため、適切に対応しているところであります。

外ヶ浜中央病院の救急搬送受入れ休止に伴う青森市内医療機関への救急搬送の増加につきましては、救急隊員の活動時間が長時間に及ぶことから、救急出動が連続する場合には、隊員を交代するなどの対応を行っております。

また、2台の救急自動車がどちらも青森市内の医療機関へ救急搬送する場合には、青森市との境界である四戸橋付近などにおきまして、同市内の救急自動車へ引き継ぐなどの対応を行いながら、各町村の救急体制の確保と隊員の業務負担軽減に努めているところです。

次に、消火栓等の消防水利調査の概要についての御質問にお答えいたします。

消火活動に使用する消防水利につきましては、水道管から水を供給する消火栓のほか、地下に埋設した水槽へ一定の量を貯水する防火水槽を主なものとしております。

当消防本部では、消防水利を管轄ごとに、青森市内202区域、外ヶ浜分署46区域、今別分署50区域、平内消防署20区域の合計318の区域に分け、それぞれの消火栓等に番号を付して地水利台帳を作成し管理しております。

また、消防水利の設置位置につきましては、地水利台帳により確認・把握できているほか、消防車両に積載している水利地図又は消防水利情報を登録しているナビゲーションシステムにより、円滑に確認できる体制となっております。

これらの消防水利の機能を継続して維持する必要がありますことから、毎年、地水利調査実施要領を定め、夏季におきましては管轄署所ごとに、毎月、周囲の除草、消火栓等の外観及び機能点検を実施し、消火栓等の使用の可否や修繕、設置場所の確認などを行っております。

また、降雪期は、消火栓等の外観及び機能点検に加え、周囲の除雪を行うことにより、有事の際の使用に支障が生じないように維持管理に努めております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 5番安藤議員。

○5番（安藤英博君） 再質問いたします。丁寧な答弁ありがとうございました。救急搬送の件数が、休止前と休止後を比べると、今答弁があったように、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の各町村とも増加しておりますが、この件について再質問させていただきます。

救急搬送件数が休止前と休止後を比べると、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の各町村合わせて80件増加しておりますが、増加の原因と理由が何かお知らせいただきたいと思います。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 救急搬送件数が増加した理由についての再度の御質問にお答えいたします。

増加した救急搬送件数80件につきましては、急病が主な件数を占めておりますが、直接的な増加の理由につきましては、様々な要因が考えられ、その一つとして、今般の猛暑による熱中症を含めた体調への影響や、総務省消防庁によります高齢化率の上昇に伴う救急需要の高まりなども一因でないかと考えております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 5番安藤議員。

○5番（安藤英博君） 答弁ありがとうございました。色々な要因で搬送件数が増加しているということが分かりました。救急隊も大変だと思いますが、これからも地域住民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

また、青森市の救急医療機関への搬送や、ドクターヘリで搬送される件数が増えているということですが、外ヶ浜・今別・蓬田地区の住民の方々は、今、安全・安心のために外ヶ浜中央病院の救急受入れが、早期に以前の状況に戻ることを、上磯地区住民ともども、そして多くの方々が望んでおります。

以上で救急に関する質問を終わります。

次に、消防水利についてでありますけれども、調査状況が気になり、今回質問をいたしました。定期的に行っているということや、冬は除雪など行っているということで、安心いたしました。また、旧平館支所付近の防火水槽も早急に対応していただき、感謝申し上げます。有事の際に利用する防火水槽なので、今後もしっかりと維持管理を継続していただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（館山善也君） 次に、11番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕



○11 番（天内慎也君） 11 番、日本共産党の天内慎也です。通告に従い一般質問を行います。

質問の内容は常備消防についてですが、令和 4 年度決算の主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書に関連して質問します。令和 4 年度及び令和 5 年度においても、豪雨や台風による自然災害が発生し、各地で被害をもたらしています。そのような事態に備えて、常備消防では、消防施設の装備、救急救助体制の充実のために、施策や事業を進めています。

まず、火災や水害等に必要な消防車両についてお聞きします。質問は、消防車両の購入に当たり、車両の更新に係る考え方をお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございます。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 天内議員からの車両更新の考え方についての御質問にお答えいたします。

当消防本部では、令和 5 年 4 月 1 日現在で、火災・救急・救助活動や広報活動等で使用する消防車両を 90 台保有しており、その内訳につきましては、消防ポンプ自動車 11 台、水槽付消防ポンプ自動車 12 台、はしご自動車 2 台、化学消防車・大型化学消防車等が 6 台、救助工作車が 2 台、指揮車が 5 台、救急自動車が 18 台、広報車等の特殊車が 34 台となっております。

消防車両の更新につきましては、経過年数・走行距離・劣化状況等を勘案し、財政負担の軽減と予算の平準化を図りながら総合的に判断しているところでございます。

今後におきましても、消防車両の適切な維持管理を図り、消防体制の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11 番天内議員。

○11 番（天内慎也君） それでは順次、再質問に入ります。

今、答弁では消防車両の更新に係る考え方を伺いまして、経過年数・走行距離・劣化状況を勘案して、あとは予算の状況を見ながら判断するということでした。聞いたところによると、走行距離は目安では 20 万 km を考えているということでありました。私の考えですが、様々な国の交付金なども活用していると思いますので、そういった皆さんからいただいたお金で購入しているという観点からも、当然、丁寧に使用するという考え方、あと、2 点目としては、機能低下がみられて本来の力が発揮できない、ということはあるのではないかなので、非常に判断の見極めが難しいのではないかと想定をしています。

では、再質問に入っていきます。消防車両それぞれ種類・役割がありますが、見た感じ、中身はわかるようでわかっていないというような車両があります。そこで質問をします。令和 5 年度納入予定の水槽付消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付水槽車は、火災現場においてどのような役割を果たしているのか活動内容をお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 水槽付消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ付水槽車の火災現場における役割についての再度の御質問にお答えいたします。

令和5年度、納入予定であります消防車両につきましては、水槽付消防ポンプ自動車が2台、小型動力ポンプ付水槽車が1台となっており、当該車両は納入後、市内各署所に更新配備されることとなっております。

水槽付消防ポンプ自動車は、最大2000リットルの消火用水が積載可能であり、火災現場におきましては、火元の直近に部署し、その消火用水を活用して、直ちに消火作業を行うことができますことから、火災による被害を最小限に抑えることを役割としております。

また、小型動力ポンプ付水槽車につきましては、最大で1万リットルの消火用水が積載可能であり、継続的な消火活動を実施するため、その消火用水を活動中の水槽付消防ポンプ自動車等へ中継送水することを役割としているものでございます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 今お聞きしました2台の消防車両ですけれども、各消防署に行けば車庫のところにあると思うのですけれども、中をじっと見る機会がないものですから今回伺いましたが、水槽付消防ポンプ自動車は火元の直近に部署して、水槽の消火用水を活用して素早く消火作業ができるということですから、恐らく火災現場に到着してすぐやる最初のあたりでの役割でないかと思っています。

次に、小型動力ポンプ付水槽車は、継続的な消火を行うため、中継送水をするということですので、水槽付消防ポンプ自動車の水が無くなる前につけて消火をするのかなというふうな想定をしています。

いずれにしても、これは令和5年度納入予定ということですので、もう納入したのかわからないのですけれども、引き続き現場で活躍してほしいと思います。

次も消防車両になりますが、質問します。令和4年度に購入した高規格救急自動車について、これまで使用してきた車両と比較して、新しい装備等で、救急体制の充実が図られているのか内容をお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 令和4年度に購入しました高規格救急自動車と、更新前の車両との比較についての再度の御質問にお答えいたします。

高規格救急自動車は、救命率向上を目的に各種救急用資器材を装備した救急自動車として全国的に普及しているものであります。

その装備内容としては、救急用資器材である人工呼吸器、心電図モニター、血圧計等に加え、救急救命士が使用する気管挿管チューブ、点滴及び薬剤を積載した救急自動車となっており、浪岡消防署に配備している高規格救急自動車2台のうち1台を更新したものであります。

当該更新した車両へ積載されている救急用資器材につきましては、自動式心マッサージ器をより高性能なものとし、心肺停止状態の傷病者に対する胸骨圧迫を、さらに的確かつ有効なものとするなどの機能強化が図られております。

また、新たな装備としまして殺菌消毒効果が高いオゾン発生器を積載し、車内環境の向上

も図られているなど、救急隊員及び傷病者等への感染防止対策に配慮された仕様となっております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 11 番天内議員。

○11 番（天内慎也君） 令和 4 年度に納入された高規格救急自動車ですけれども、これは浪岡消防署に配備をしたものでありまして、2 台のうち 1 台を更新したということでした。それで、どこが一番変わったのかということで、自動式心マッサージ器、心肺停止状態の傷病者に対する胸骨圧迫を、さらに的確にするというものですけれども、専門的な人に聞いたら、これは前回のもとは違うと聞いていましたので、人命救助に更に役立っていくことを期待します。

次に、同じく救急車についてのお話ですけれども、よく住民の方から言われることは、救急車に通報して現場に到着するんだけど、30 分から 1 時間もとまったままでいると、どうしたんだろうというふうによく言われます。搬送先の病院が見つからないのか、それとも傷病者の身元が確認できないからとまっているのか、どっちなのかと、普通に聞かれるものですから再質問します。住民からの 119 番通報により、救急隊が現場に到着し、一人暮らし等の要因により、傷病者の身元が確認できない場合はどのように身元を特定するのか内容をお示してください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 傷病者の身元の特定についての再度の御質問にお答えいたします。

救急隊の活動につきましては、住民からの 119 番通報があった場合、傷病者の身元判明のいかんを問わず、救命を主眼として、観察及び必要な救急処置を実施し、速やかに適応する医療機関へ搬送することを原則としております。

議員お尋ねの救急活動において、傷病者の身元が確認できない場合の対応につきましては、傷病者を搬送した医療機関から警察機関へ身元確認の依頼がなされますことから、救急活動記録票の作成などに必要な身元情報につきましては、警察機関から情報提供を受けることとしております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 11 番天内議員。

○11 番（天内慎也君） いまの答弁では、30 分も 1 時間もとまっているのは身元が確認できないからではないということです。ですから、人命救助が優先なので、まずは医療機関に搬送すると、その後、警察とのやり取りで身元を確認するということだと思います。わかりました。

では、最後ですけれども、今回、消防車両様々、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新など、色々とお聞きをいたしましたけれども、やはり新しい車両というものは、隊員の士気も違うと思いますので、今後、火災、水害などから、生命・財産を守るためにも、事故やけがに気を付けながら大きく力を発揮してほしいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（館山善也君） これにて一般質問を終結いたします。

---

**日程第 9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について**

○議長（館山善也君） 日程第 9「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

**日程第 10 報告第 4 号 専決処分の報告について**

**日程第 11 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について**

○議長（館山善也君） 日程第 10 報告第 4 号「専決処分の報告について」及び日程第 11 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」は、配付しております報告書のとおり報告がありました。

---

○議長（館山善也君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

---

**閉 会**

○議長（館山善也君） これにて、令和 5 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 07 分閉会

---

署名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 舘 山 善 也

議員 柿 崎 孝 治

議員 本 間 闘 士